

誓 約 書

年 月 日

稲城市病院事業管理者 殿

入居者
住所

氏名

印

私は、稲城市立病院公舎管理規程に基づき公舎に入居した際は、規程第8条に規定されている費用を負担すること及び遅滞なく支払うことを誓約いたします。

なお、裏面の公舎制度の概要を確認し、了承しています。

稲城市立病院の公舎制度について

(概要)

稲城市立病院では、正職員として採用される看護師、保健師及び助産師（以下「看護師等」という。）で、採用前2月または採用後11月以内の方を対象とした稲城市立病院公舎管理規程（以下「公舎制度」という。）を設けています。

この公舎制度は、2年以上稲城市立病院の職員として勤務する意志、意欲のある看護師等の方に、市立病院で借り上げた稲城市内の賃貸住宅に入居していただき、災害時や非常時には率先して対応していただくとするものです。

稲城市内の賃貸住宅であれば、入居の方が希望する物件が公舎制度の対象になります。（契約前に確認が必要です。）

5万円を超える家賃や、電気、水道料金、修繕、共益費等が入居者の負担となります。

公舎としての賃貸住宅に入居していただける期間は採用後24月以内ですが、引き続き入居を希望する場合は契約者を変更することで、引越しの必要はありません。

市立病院が支払う経費は、在籍中の家賃のうち月額5万円までが原則ですが、特例として次の費用も負担します。

- ①敷金
- ②礼金
- ③仲介手数料

*①～③は合計で家賃の3月分を限度（限度額30万円）とします。

*採用後2年以上勤務せずに退職する場合は、①～③及び市立病院が負担した家賃は、規程第8条第5項に該当するものとして、全額市立病院に返還していただくことになります。

なお、市立病院が負担した金額は、入居者の収入として年末調整の際に課税されますので、ご了承ください。

また、制度を利用している間は、住居手当は支給されません。

保 証 書

年 月 日

稲城市病院事業管理者 殿

入居者（債務者）
住所

氏名 印

稲城市立病院公舎管理規程に基づき公舎に入居し、規程第8条に規定されている
費用の支払い債務を連帯して保証します。

	連 帯 保 証 人
氏 名 （ 自 署 ）	印
申 請 者 と の 関 係	
本 籍	
住 所	
電 話 番 号	
生 年 月 日	
職 業	